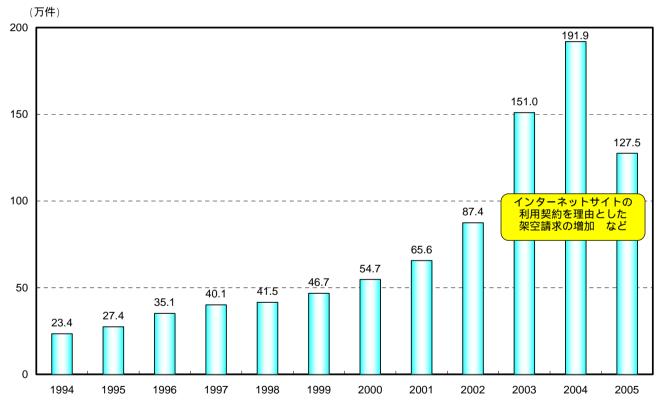
消費者被害の増加

消費生活に関する苦情・相談件数は年々増加。

2005年度には約128万件と、1994年度に比べ約6倍となっている。そのうち、契約・解約に関する相談が約83%を占める(販売方法に関する相談は45%)。

国民生活センター・消費生活センターに寄せられた苦情・相談件数



- 1.国民生活センター、全国の消費生活センターに寄せられた苦情・相談件数のうち、2006年5月末現在で全国消費生活情報ネットワーク・システム(PIO-NET)に登録された件数。
- 2. これらのうち架空請求事案に関する苦情・相談件数は次のようになっている。 2000年度 15,071件 2001年度 17,308件 2002年度 75,749件 2003年度 483,301件 2004年度 675,516件 2005年度 260,811件

消費者契約法に基づく消費者の利益擁護

消費者契約法に関連した判決は2006年8月末現在で約100件となっている。特に以下の分野では多くの裁判例が集積してきており、消費者の利益擁護に相当程度の効果が現れている。

> 学納金返還訴訟

- ▶ 大学合格後、入学を辞退した受験生が、前納した学納金(入学金・授業料等)の返還を求める訴訟。大学側は学納金を返還しないとする旨の特約についての有効性を主な争点とし、2006年11月27日に最高裁判決が示された。
- ▶ 最高裁第二小法廷は、在学契約等に係る不返還特約のうち平均的な損害を超える部分に限って消費者契約法 9条1号によって無効とされるとして、授業料等の返還を大学側に命じた一方で、入学金についてはとして大 学側は返還義務を負わないとした。

▶ 敷金返還訴訟

- ▶ 借家明渡し後、賃借人が賃貸人に対して前納した敷金の返還を求める訴訟。「自然消耗分も含めて賃借人の 負担」等とする特約についての有効性を主な争点としている。
- ▶ 特約については、著しく賃借人の権利を制限しまたは賃借人の義務を加重する条項であり、消費者契約法10 条により無効とする判決が主流となっている。

▶ 不実告知に基づく取消し

- ▶ ファッションリングの購入契約における当該リングの価格について、一般的な小売価格がせいぜい12万円程度であるものを41万4000円程度である旨告げたことについて取消しを認めた。
- ▶ 不退去に基づく取消し
 - ▶ 自宅の床下に拡散送風機等を設置する請負契約を締結するにつき、消費者が必要ないと言っているにもかかわらず、午前11時ころから午後6時30分ころまで勧誘して契約を締結したことについて取消しを認めた。

消費者団体訴訟制度の創設

制度創設の背景

消費者契約に関連した被害は、同種の被害が多数発生。

被害を受けた消費者については消費者契約法により個別的・事後的に救済することはできるが、同種の被害の広がりを防止することは困難。

消費者被害の発生・拡大を防止するため、<u>事業者の不当行為自体を抑止する方策が必要</u>。 <u>消費者全体の利益を守るため</u>、<u>一定の消費者団体に、事業者の不当な行為に対する差止請求</u> 権を認める制度(=消費者団体訴訟制度)を早期に導入することが必要。

こうした制度は、我が国に先駆け、EU諸国において広く導入されている。

政府内における検討

政府では、消費者契約法制定時の附帯決議(2000年4月)や司法制度改革推進計画(2002年閣議決定)等を踏まえ、内閣総理大臣の諮問機関である国民生活審議会消費者政策部会の下に専門の検討委員会(消費者団体訴訟制度検討委員会)を設置し、制度の具体的内容を検討(2004年4月~2005年6月)。

国会審議

内閣府では、消費者団体訴訟制度検討委員会の報告書(「消費者団体訴訟制度の在り方について」 (2005年6月23日)を踏まえ、消費者団体訴訟制度を法案として具体化する作業を行い、消費者契約法の一部を改正する法律案をとりまとめた。同法律案は2006年3月3日に閣議決定され、同日、国会に提出。衆参両院における審議を経て2006年5月31日に全会一致で成立し、6月7日に公布された。(2007年6月7日施行)

消費者団体訴訟制度の概要

現状

制度導入後

消費者契約に関連した被害は、同種の被害が多数発生

個々の消費者は事後的措置(契約取消し等)で救済されても、他の消費者は被害を受ける可能性被害が広がる前に、事業者による不当な勧誘行為・契約条項の使用を差し止める必要

直接被害を受けていない 消費者には差止請求権は 認められない

消費者団体の事業者への 改善申入れは、法的裏付 けがないため実効性にお いて限界

適格消費者団体

内閣総理大臣は、申請に基づき、適格消費者団体を認定

適格要件

- ·不特定多数の消費者の利益擁護のための活動を主たる目的
- ・相当期間、継続的な活動実績
- ・特定非営利活動法人又は公益法人
- ・組織体制や業務規程が適切に整備
- ・消費生活及び法律の専門家確保
- ·経理的基礎

等

内閣総理大臣による監督措置 (更新制、立入検査、取消し等)

徹底した情報公開措置 (財務諸表等、判決・和解等の概要) 不特定多数の消費者の利益を擁護するために、適格消費者団体が<u>消費</u>者契約法に違反する事業者の不当な行為に対して差止請求権を行使(注)

一 消費者被害の 未然防止・拡<u>大</u>防止

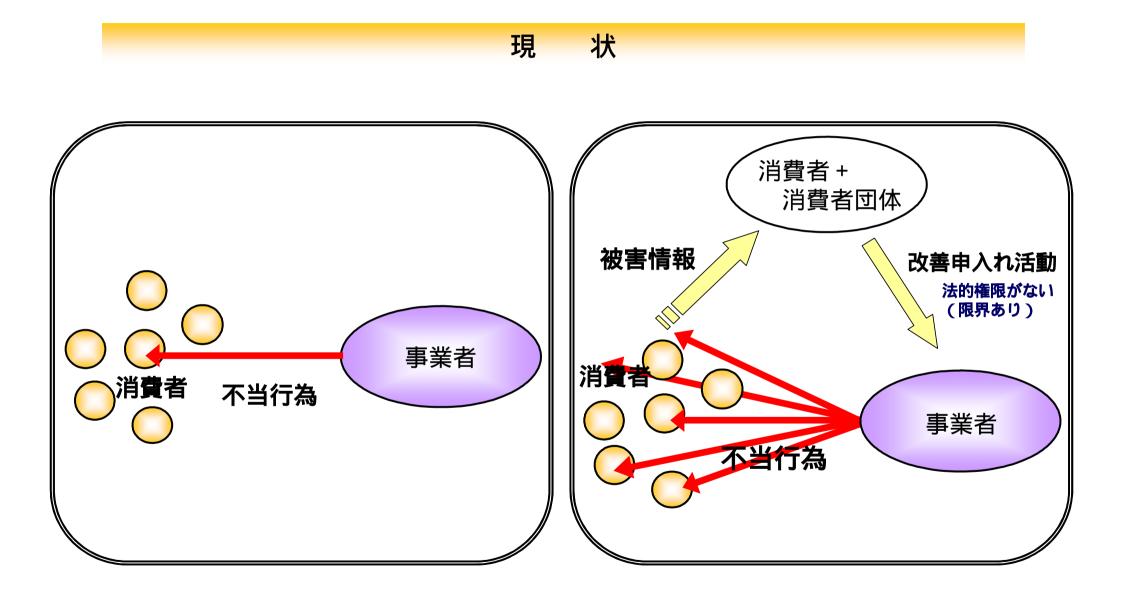
差止訴訟提起前の事前請求 一週間前)

差止訴訟

訴訟手続について、原則、民事訴訟法の規定に 従いつつ、制度の特色を踏まえ、所要の措置

- (注)本制度における差止請求とは、
- ·<u>消費者契約法違反の行為</u>(不当な勧誘行為·契 約条項の使用)を差し止めるもの。
- 事業者の業務自体の停止を求めるものではない。

消費者団体訴訟制度の効果



消費者団体訴訟制度の効果

